地域創成専攻　研究指導・論文審査の標準的なスケジュール

学年	学期	時期	内容	備考
1年	前期	4月上旬	新入生オリエンテーション・履修ガイダンス	専攻の研究指導体制，及び修了までの研究指導スケジュールについて説明する。
		4月上旬	指導教員の決定	主指導教員と面談の上，副指導教員１名，アドバイザー教員１名を定め，研究科長に届け出る。
		4月上旬	研究テーマの決定，研究計画の立案，研究計画書の作成着手	学生は指導教員と十分相談の上，研究テーマを決定し，研究計画書の作成に着手する。指導教員は，研究の背景，先行研究を踏まえた研究の位置づけ，研究目的，研究方法，研究計画，研究にかかる倫理的配慮等，研究のデザインについて指導，確認する。
		6月下旬	研究計画書の提出	学生は，指導教員と相談の上確定した研究計画書を研究科長に提出する。
		6月下旬～（通年）	研究計画に基づく研究の実行，指導	作成した研究計画を踏まえ，研究を進める。指導教員に定期的に研究経過を報告し，適切な指導・助言を受ける。状況に応じて，柔軟に研究計画の見直し・修正を図る。
	後期	2月	修士論文中間発表会（公聴会形式）	専攻の修士論文中間発表会を公聴会形式で開催する。指導教員は，学生の研究経過における成果や発表内容について問題点等を指摘し，適宜助言を与える。状況に応じて，柔軟に研究計画の見直し・修正を図る。
2年	前期	3月～4月上旬	研究計画の見直し	研究の進捗状況に応じて，指導教員と相談しつつ適宜研究計画を見直す。あわせて，研究計画書の修正版の作成を進める。
		4月下旬	研究計画書（修正版）の提出	学生は，指導教員と相談の上確定した研究計画書（修正版）を研究科長に提出する。
		4月下旬～（通年）	研究計画に基づく研究の実行，指導	作成した研究計画を踏まえ，研究を進める。指導教員に定期的に研究経過を報告し，適切な指導・助言を受ける。状況に応じて，柔軟に研究計画の見直し・修正を図る。
		7月～1月	修士論文の構成検討・作成，指導	学生はこれまでの研究成果をもとに修士論文の構成を検討し，作成に着手する。随時指導教員の指導・助言（論文草稿のチェックを含む）を受け，草稿を修正，修士論文にまとめ上げる。
	後期	2月上旬	修士論文提出	学生は必要書類（学位申請書，履歴書等）を添えて，修士論文を研究科長に提出する。
		2月上旬	論文審査委員会の組織	研究科教授会は，申請者ごとに審査委員会を組織し，論文審査及び最終試験の実施を付託する。
		2月上旬～下旬	修士論文の審査	審査委員会は論文審査及び最終試験を行い，その結果を，文書をもって研究科長に報告する。また，審査の段階において，修士論文の公聴会を開催する。
		2月中旬	修士論文発表会（公聴会形式）	専攻の修士論文発表会を公聴会形式で実施，学生は最終的な研究成果を報告する（修士論文審査の公聴会に相当）。
		2月下旬	課程修了の審議	研究科教授会は，審査委員会による論文審査及び最終試験の報告に基づき，課程修了の可否を審議する。審議結果は速やかに学長に報告する。
		3月下旬	修士課程の修了及び学位の授与	学長は，研究科教授会の判定結果に基づき学生の課程修了を認定し，修士の学位を授与する。

徳島大学大学院社会産業理工学研究部社会総合科学域研究倫理委員会規則

平成２９年４月１日
大学院社会産業理工学研究部長制定

（設置）

第１条　徳島大学大学院社会産業理工学研究部社会総合科学域（以下「学域」という。）に，学域の教員，総合科学部学生及び大学院総合科学教育部学生が行う人を対象とする研究の適正な実施を図るため，徳島大学大学院社会産業理工学研究部社会総合科学域研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審査事項）

第２条　委員会は，学域，総合科学部及び大学院総合科学教育部で行う人を対象とする研究（徳島大学及び徳島大学の各部局等に置かれる倫理審査委員会等の所掌に係るものを除く。）に関し，研究の対象となる個人（以下「被験者」という。）の尊厳が護られ，人権の尊重その他の倫理的観点，社会的観点及び科学的観点から研究計画とその実施の適否を審査する。

（組織）

第３条　委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 各系から選出された教員　各１名

(2) 学域と利害関係を有しない自然科学の有識者　１名

(3) その他研究部長が必要と認める者　２名

２ 委員のうち２人以上は，学域以外から選出するものとする。

３ 委員は，男女両性で構成するものとする。

４ 委員は，研究部長が命じ，又は委嘱する。

（任期）

第４条　前条第１項第１号及び第２号の委員の任期は，２年とする。ただし，委員が任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

２ 前条第１項第３号の委員の任期は，２年を超えない範囲で研究部長が定める期間とする。

３ 委員は，再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き，その選出は委員の互選とする。

２ 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

３ 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は，次の各号に掲げる要件を満たさなければ会議を開くことができない。

(1) 第３条第１項第１号の委員のうち２名以上出席していること

(2) 第３条第１項第２号及び第３号の委員が出席していること

(3) 男女両性の委員が出席していること

２　審査対象となる研究計画の実施責任者（当該研究を代表する者をいう。ただし，当該研究を代表する者が学生である場合には指導教員をいう。以下同じ。）又は研究分担者の委員は，当該研究計画の審査に関与してはならない。ただし，委員会の求めに応じて会議に出席し，説明することを妨げない。

３　委員会が必要と認めるときは，実施責任者の出席を求め，申請内容等について説明させることができる。

４　委員会が必要と認めるときは，会議に委員以外の者に出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

（審査）

第７条　委員会が実施する審査について必要な事項は，研究部長が別に定める。

（秘密保持義務）

第８条　委員は，職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も，同様とする。

（雑則）

第９条　この規則に定めるもののほか，委員会について必要な事項は，委員会が別に定める。

附　則

1　この規則は，平成２９年４月１日から施行する。
2　この規則施行後に，最初に選出される第３条第１項第１号の委員のうち，人間科学系及び公共政策系から選出された委員の任期は，第４条第１項の規定にかかわらず，平成３０年３月３１日までとする。

徳島大学大学院社会産業理工学研究部社会総合科学域研究倫理審査要領

平成２９年４月１日
大学院社会産業理工学研究部長制定

（趣旨）

第１条　この要領は，徳島大学大学院社会産業理工学研究部社会総合科学域研究倫理委員会（以下「委員会」という。）が実施する研究倫理審査（以下「審査」という。）に関し，必要な事項を定めるものとする。

（審査対象）

第２条　審査の対象とする研究は次の各号に掲げるものとする。

(1) 徳島大学における人を対象とする研究に関する管理規則第２条に掲げる指針が対象とする研究

(2) 前号に該当しない研究のうち実施責任者（当該研究を代表する者をいう。ただし，当該研究を代表する者が学生である場合には指導教員をいう。以下同じ。）から審査申請があった研究

（審査方針）

第３条　委員会は，審査に際し特に次の各号に掲げる観点に留意するものとする。

(1) ヘルシンキ宣言の理念，当該研究に関する倫理指針等の遵守

(2) 研究の対象となる個人（以下「被験者」という。）の尊厳の尊重

(3) 事前の十分な説明と自由意思による同意（インフォームド・コンセント）

(4) 個人情報の保護の徹底

(5) 人類の知的基盤，健康及び福祉に貢献する社会的に有益な研究の実施

(6) 科学的又は社会的利益に対する被験者の人権の保障の優先

(7) 研究の適正性及び透明性の確保

（申請手続）

第４条　第２条第１号に該当する研究を実施しようとする実施責任者は，必ず事前に倫理審査申請書（別紙様式第１号）（以下「申請書」という。）を研究部長に提出しなければならない。

２　第２条第２号に該当する研究を実施しようとする実施責任者で審査を希望する者は，必ず事前に申請書を研究部長に提出しなければならない。

３　前各項で申請され承認された研究計画を変更しようとする場合の手続は，申請手続と同様とする。

４　研究部長は，第１項及び第２項の申請書を受理したときは，委員会に審査を諮問する。

５　前項の規定にかかわらず，第２項の申請書が提出された時点で既に申請に係る研究を実施しつつあるものについては，研究部長は申請書を受理しない。

（判定）

第５条　審査の判定は，出席した委員全員の合意によるものとし，次の各号に掲げる表示により行う。

(1) 非該当

(2) 承認

(3) 条件付承認

(4) 変更の勧告

(5) 不承認

（判定の通知）

第６条　研究部長は，委員会の審査終了後速やかにその判定を審査結果通知書（別紙様式第２号）により実施責任者に通知しなければならない。

２　前項の通知に当たっては，審査の判定が前条第３号，第４号又は第５号である場合には，その条件又は変更若しくは不承認の理由等を記載しなければならない。

（迅速審査）

第７条　委員会委員長は，次の各号に掲げるいずれかの審査申請があったときは，委員会委員長が指名する委員と協議のうえ判定することができる。

(1) 研究計画の軽微な変更の審査

(2) 既に委員会において承認されている研究計画に準じて類型化されている研究計画の審査

(3) 共同研究であって，既に主たる研究実施機関等において倫理審査委員会等の承認を受けた

研究計画を，大学院社会産業理工学研究部社会総合科学域において実施しようとする場合の研究計画の審査

(4) 被験者に対して最小限の危害（日常生活や健康検査で被る身体的，心理的，社会的危害の可能性の限度を超えない危害であって，社会的に許容される種類のものをいう。）を超える危害を含まない研究計画の審査

２　前項の規定により判定を行ったときは，当該判定を行った委員以外のすべての委員に結果を報告しなければならない。

（被験者への情報提供）

第８条　実施責任者は，承認又は条件付承認の判定を受けたときは，被験者に対してその旨を説明し，研究計画の内容等を被験者に書面にて提供しなければならない。

（実施制限及び再審査）

第９条　実施責任者は，承認又は条件付承認の判定を受けた後でなければ，当該研究を実施することができない。

２　実施責任者は，審査の結果に異議があるときは，再審査を請求することができる。

３　研究部長は，前項の請求について必要と認めたときは，委員会に再審査を求めることができる。

（実施中の研究の審査）

第１０条　委員会は，実施中の研究に関して審査し，実施責任者に対して研究計画の変更，中止その他必要と認める意見を述べることができる。

（研究の終了又は中止の報告）

第１１条　実施責任者は，当該研究を終了し，又は中止したときは，速やかに報告書（別紙様式第３号）を研究部長に提出しなければならない。

（庶務）

第１２条　委員会の庶務は，常三島事務部総合科学部事務課において処理する。

（雑則）

第１３条　この要領に定めるもののほか，審査について必要な事項は，委員会が別に定める。

附　則

１　この要領は，平成２９年４月１日から実施する。

２　この要領実施の際現に廃止前の徳島大学大学院総合科学研究部社会総合科学部門研究倫理審査要領の規定により，承認又は条件付承認の判定をされた研究計画は，この要領の規定により承認又は条件付承認の判定をされたものとみなす。

別紙様式第１号

研 究 倫 理 審 査 申 請 書

平成　　年　　月　　日

大学院社会産業理工学研究部長　殿

申請者
所　属
氏　名　　　　　　　　　印

下記について審査を申請いたします。

記

受付番号	

研究区分	□徳島大学大学院社会産業理工学研究部社会総合科学域研究倫理審査要領第２条第１号 □徳島大学大学院社会産業理工学研究部社会総合科学域研究倫理審査要領第２条第２号		
研究課題名			
研究期間			
実施責任者	所属	職名	氏名
研究分担者	所属	職名	氏名
研究参加学生	学年	氏名	
研究資金の出所			
研究の目的及び実施計画の概要			
研究実施に当たっての倫理上の問題点			
研究の実施場所			

※審査対象となる実施計画書等を添付してください。
※徳島大学大学院社会産業理工学研究部社会総合科学域研究倫理審査要領第２条第１号に該当する研究の場合には裏面も記入してください。

研究等における医学倫理的配慮について（Ⅰ～Ⅲは必ず記載のこと）

Ⅰ　研究等の対象とする個人の人権擁護

Ⅱ　研究等の対象となるものに理解を求め同意を得る方法

Ⅲ　研究等によって生ずる個人への不利益並びに危険性と医学上の貢献の予測

Ⅳ　その他

別紙様式第２号

研 究 倫 理 審 査 結 果 通 知 書

平成　　年　　月　　日

申請者　　　　　　　　　　殿

大学院社会産業理工学研究部長

受 付 番 号
研 究 課 題 名
実施責任者名

上記に関わる研究倫理審査申請書を，平成　　年　　月　　日の委員会で審査し，下記のとおり判定しましたので通知いたします。

記

判　定	非該当　　承認　　条件付承認　　変更の勧告　　不承認
理由	
その他	

別紙様式第３号

研究　終了　・　中止　報告書

平成　　年　　月　　日

大学院社会産業理工学研究部長　殿

実施責任者
所　属
氏　名　　　　　　　　　印

受付番号　　　　　　　の研究計画を　終了　・　中止　しましたので下記のとおり報告いたします。

記

研究課題名			
研究期間			
実施責任者	所属	職名	氏名
研究分担者	所属	職名	氏名
研究参加学生	学年	氏名	
研究資金の出所			
研究の実施状況			
研究結果・研究成果			
その他報告すべき事項			

徳島大学における研究活動上の不正行為への対応等に関する規則

平成２７年４月２１日
規則第４号制定

徳島大学における研究活動上の不正行為への対応に関する規則（平成１９年度規則第２２号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条－第４条）
第２章　不正防止のための体制（第５条－第７条）
第３章　告発の受付（第８条－第９条）
第４章　事案の調査（第１０条－第２０条）
第５章　不正行為等の認定（第２１条－第２７条）
第６章　措置及び処分（第２８条－第３４条）
第７章　雑則（第３５条－第３７条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は，徳島大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規則において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　研究活動上の不正行為　研究活動上の不正行為とは，次のものをいう。

イ　故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる，捏造，改ざん又は盗用（以下「特定不正行為」という。）

ロ　イ以外の研究活動上の不適切な行為であって，科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の甚だしいもの

(2)　研究者等　本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者をいう。

(3)　研究倫理教育　不正行為を事前に防止し，公正な研究活動を推進するために，本学において，研究者等に求められる倫理規範を修得させるための教育をいう。

(4)　告発等　本学における不正行為に関する告発又は相談をいう。

(5)　資金配分機関　告発等が行われた研究活動にかかる予算の配分又は措置をした配分機関等をいう。

(6)　部局　各学部，大学院各教育部，大学院各研究部，徳島大学学則（昭和３３年規則第９号。以下「学則」という。）第４条に定める共同研究施設等，四国産学官連携イノベーション共同推進機構，附属図書館，病院，事務局，医歯薬事務部及び保健管理・総合相談センターをいう。

（研究者等の責務）

第３条　研究者等は，研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず，また，他者による不正行為の防止に努めなければならない。

２　研究者等は，研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

３　研究者等は，研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに，第三者による検証可能性を担保するため，実験・観察記録ノート，実験データその他の研究資料等を第５条に規定する総括責任者が別に定める方法に沿って適切に保存・管理し，開示の必要性及び相当性が認められる場合には，これを開示しなければならない。

４　研究者等は，徳島大学行動規範（平成１８年９月１３日制定）を遵守しなければならない。

（学長の責務）

第４条　学長は，不正行為の防止のため，研究者等に対して研究倫理教育，啓発等の機会を設けなければならない。

第２章　不正防止のための体制

（総括責任者）

第５条　総括責任者は，学長が指名する副学長をもって充てる。

２　総括責任者は，研究倫理の向上及び不正行為の防止等について総括し，公正な研究活動を推進するために適切な措置を講ずるものとする。

（研究倫理教育責任者）

第６条　研究倫理教育責任者（以下「責任者」という。）は，原則として部局の長をもって充てる。

２　責任者は，当該部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として，公正な研究活動を推進するための適切な措置を講ずるとともに，第８条第３項の規定による通知を受けたときは，第１０条に定める予備調査を実施するなど適切に対処しなければならない。

３　責任者は，研究者等に対し，定期的に研究倫理教育を行うものとする。

４　責任者は，第２項の業務を補佐する者として，研究倫理副責任者を任命することができる。

５　研究倫理副責任者（研究倫理副責任者を置かない部局にあっては責任者）は，若手研究者等に対して，自立した研究活動が行えるように適切な支援・助言等を行うものとする。

（研究倫理教育推進室）

第７条　本学に研究倫理に関する企画・立案及び研究不正の防止策の策定等のため，研究倫理教育推進室（以下「推進室」という。）を置く。

２　推進室に室長及び室員を置く。

３　室長は，総括責任者をもって充てる。

４　室員は，次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1)　理事

(2)　総務部長

(3)　財務部長

(4)　研究推進部長

(5)　その他室長が必要と認めた者

５　推進室に係る事務は，研究推進部産学連携・研究推進課が行う。

第３章　告発の受付

（不正行為告発窓口等）

第８条　告発等は，徳島大学における公益通報の取扱い等に関する規則（平成１７年度規則第１０５号。以下「通報規則」という。）第４条における通報等の窓口を通じて受け付ける。

２　告発等は，原則として顕名により，研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称，研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され，かつ，不正とする合理的理由が示されていなければならない。

３　総括責任者は，不正行為に関する告発等を受け付けたとき又は不正行為に関する情報を得たときは，速やかに学長に報告するとともに，告発等の対象（不正行為に関する情報の当事者を含む。以下同じ。）となっている研究者等（以下「被告発者」という。）の所属する部局の長（当該部局の長が告発等の対象に含まれているときは，告発等の対象に含まれない副学部長その他これに代わる者とする。以下同じ。）に通知するものとする。

４　総括責任者は，告発等の対象に他機関に所属する者が含まれている場合は，当該他機関の長に通知等を回付することができる。

５　報道，学会等の研究者コミュニティ，インターネット又は他機関から不正行為が指摘された場合（第２項に規定する内容が示されている場合に限る。）については，第３項の規定による告発等があった場合に準じて取り扱うものとする。

６　匿名による告発等があった場合について，必要と認めるときは，第３項の規定に準じて取り扱うことができる。

７　告発等に関してこの規則に定めのない事項については，通報規則に定めるところによる。

（告発処理体制等の周知）

第９条　学長は，告発窓口，告発等の方法，その他必要な事項を学内外に周知するものとする。

第４章　事案の調査

（予備調査の実施）

第１０条　学長は，第８条第３項の規定による報告を受けたときは，被告発者の所属する部局の長に予備調査を行わせ，受け付けた日から起算して３０日以内に調査結果を報告させるものとする。

２　予備調査を行う部局の長は，告発等を行った者（以下「告発者」という。），被告発者及びその他関係者に対して，必要な書類等の提出を求め，又はヒアリングを行う等の必要な協力を求めることができる。

３　予備調査を行う部局の長は，本調査の証拠となり得る関係書類，実験・観察記録ノート及び実験資料等を保全する措置をとることができる。

（予備調査の方法）

第１１条　予備調査を行う部局の長は，告発等された行為等が行われた可能性，告発等の際又は不正行為に関する情報として示された科学的理由の論理性，告発等の内容の本調査における調査可能性，その他必要と認める事項について調査する。

２　告発等がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発等について予備調査を行う場合は，取下げに至った経緯及び事情を含め，研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し，判断するものとする。

（本調査の決定等）

第１２条　学長は，前条の規定による予備調査の結果を踏まえ，直ちに本調査の実施の是非を決定する

ものとし，本調査を行うことを決定したときは，調査結果の報告を受けた日から起算して３０日以内に調査委員会を設置する。

２　学長は，本調査を行うことを決定したときは，告発者及び被告発者に通知するとともに資金配分機関に報告するものとする。

３　学長は，本調査を行わないことを決定したときは，その理由を付して告発者に通知する。この場合において，予備調査を行った部局の長は，告発者の求めがあった場合に開示することができるよう，予備調査に係る資料等を保存するものとする。

４　学長は，予備調査の結果，告発等が悪意に基づくものと判断されたときは，告発者が所属する部局の長（告発者が他機関に所属する者であるときは当該他機関の長。以下同じ。）にその旨を通知するものとする。

５　学長は，予備調査の結果について告発者から異議の申し出があったときは，被告発者が所属する部局の長に再調査を命ずることができる。

（調査委員会）

第１３条　前条第１項に規定する調査委員会は，次の各号に掲げる委員で組織する。

(1)　総括責任者

(2)　被告発者が所属する部局の長

(3)　告発等の対象となっている研究分野の研究者で他機関に所属する者　２名以上

(4)　本学と利害関係を有しない倫理，法律等に関する学識経験者　１名以上

(5)　その他総括責任者が必要と認める者

２　調査委員会の委員の過半数は，外部有識者でなければならならい。

３　調査委員会に委員長を置き，総括責任者をもって充てる。

４　第１項第３号から第５号までの委員は，告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者のうちから，学長が命じ，又は委嘱する。

５　調査委員会の事務は，関係部局の協力を得て研究推進部産学連携・研究推進課が行う。

（調査委員会設置に伴う通知）

第１４条　学長は，調査委員会を設置したときは，調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。

２　前項の通知を受けた告発者又は被告発者は，当該通知を受けた日から起算して７日以内に，学長に書面により，異議を申し立てることができる。

３　学長は，前項の規定による異議申立てがあった場合は，当該異議申立ての内容を審査し，その内容が妥当であると判断したときは，当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに，告発者及び被告発者にその旨を通知する。

（本調査の実施）

第１５条　調査委員会は，本調査を開始するきは，告発者及び被告発者に対し，直ちに本調査を行うことを通知し，調査への協力を求めるものとする。

２　調査委員会は，告発等において指摘された当該研究に係る論文，実験・観察記録ノート，生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により，本調査を行うものとする。

３　調査委員会は，被告発者による弁明の機会を設けなければならない。

４　調査委員会は，被告発者に対し，再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。

また，被告発者から再実験等の申し出があり，調査委員会がその必要性を認める場合は，それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

５　告発者，被告発者及びその他当該告発等に係る事案に関係する者（以下「関係者」という。）は，調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し，真実を忠実に述べるなど，調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

（本調査の対象）

第１６条　本調査の対象は，告発等された事案に係る研究活動のほか，調査委員会の判断により，本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

（証拠の保全）

第１７条　調査委員会は，本調査を実施するに当たって，告発等された事案に係る研究活動に関して，証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

２　告発等された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは，調査委員会は，告発等された事案に係る研究活動に関して，証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう，当該研究機関に依頼するものとする。

３　調査委員会は，前２項の措置に必要な場合を除き，被告発者の研究活動を制限してはならない。

（本調査の中間報告）

第１８条　調査委員会は，本調査の終了前であっても，資金配分機関の求めに応じ，本調査の中間報告を提出するものとする。

（調査における研究又は技術上の情報の保護）

第１９条　調査委員会は，本調査に当たっては，調査対象における公表前のデータ，論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が，調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう，十分配慮するものとする。

（不正行為の疑惑への説明責任）

第２０条　被告発者は，本調査において，告発等された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には，自己の責任において，当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとって行われたこと並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを，科学的根拠を示して説明しなければならない。

２　前項の場合において，再実験等を必要とするときは，調査委員会は第１５条第５項に定める保障を与えなければならない。

第５章　不正行為等の認定

（認定の手続）

第２１条　調査委員会は，本調査を開始した日から起算して１５０日以内に調査した内容をまとめ，不正行為が行われたか否か，不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性，不正行為に関与した者及びその関与の度合並びに不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割その他必要な事項を認定する。

２　前項の規定にかかわらず，調査委員会は，１５０日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は，その理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て，その承認を得るものとする。

３　調査委員会は，不正行為が行われなかったと認定される場合で，調査を通じて告発等が悪意に基づくものであると判断したときは，併せて，その旨の認定を行うものとする。この場合において，認定

を行うに当たっては，告発者に弁明の機会を与えなければならない。
4　調査委員会は，第１項に定める認定が終了したときは，直ちに学長に報告しなければならない。

（認定の方法）

第２２条　調査委員会は，告発者から説明を受けるとともに，調査によって得られた物的・科学的証拠，証言及び被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して，不正行為か否かの認定を行うものとする。

2　調査委員会は，被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3　調査委員会は，被告発者の説明及びその他の証拠によって，不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは，不正行為と認定することができる。保存・管理期間内の生データ，実験・観察記録ノート，実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等，本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより，被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも，同様とする。

（調査結果の通知及び報告）

第２３条　学長は，第２１条第４項の規定による報告を受けたときは，速やかに調査結果（認定を含む。）を告発者，被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）及び被告発者が所属する部局の長に通知するとともに資金配分機関に報告する。

2　学長は，悪意に基づく告発等と認定された場合，告発者及び告発者が所属する部局の長にその旨を通知するものとする。

3　学長は，特定不正行為に係る事案については，文部科学省に当該調査結果を報告するものとする。

（不服申立て）

第２４条　研究活動上の不正行為が行われたと認定された被告発者は，前条第１項に規定する通知を受けた日から起算して１４日以内に，調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし，その期間内であっても，同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2　告発等が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発等と認定された者を含む。）は，当該認定について，前項の例により，不服申立てをすることができる。

3　学長は，第１項の不服申立てがあった場合は，告発者に通知するとともに資金配分機関に報告するものとする。

4　学長は，第２項の不服申立てがあった場合は，告発者が所属する部局の長及び被告発者に通知するとともに資金配分機関に報告するものとする。

5　学長は，特定不正行為に係る事案については，文部科学省に不服申立てについて報告するものとする。

（再調査の実施）

第２５条　学長は，前条第１項及び第２項による不服申立てを受けたときは，調査委員会に不服申立てに係る審査を命ずるものとする。この場合において，不服申し立ての趣旨が調査委員会の構成等その公平性に関わるとき又は新たに専門性を要する判断が必要となるときは，調査委員の交代若しくは追加又は新たに調査委員会を設置し，再調査を行わせることができる。

2　調査委員会は，学長から前項の審査を命じられた場合は，当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し，学長に報告するものとする。

3　学長は，前項の報告が当該事案の再調査を行うまでもなく，不服申立てを却下すべきものとされた場合には，告発者及び被告発者に通知するとともに資金配分機関に報告するものとする。この場合に

おいて，不服申立てが当該事案の引き延ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は，不服申立人に以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

4　学長は，第２項の報告が再調査の実施とされた場合は，告発者及び被告発者に通知するとともに資金配分機関に報告するものとする。

5　学長は，特定不正行為に係る事案については，文部科学省に不服申立の審査結果について報告するものとする。

（再調査の方法）

第２６条　調査委員会は，再調査を実施する決定をした場合は，不服申立人に対し，本調査の結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め，その他当該事案の速やかな解決に向けて，再調査に協力することを求めるものとする。

2　調査委員会は，不服申立人からの協力が得られない場合は，再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。この場合において，調査委員会は，学長にその旨を報告し，学長は，不服申立人にその旨を通知するものとする。

3　調査委員会は，再調査を開始した場合は，開始の日から起算して５０日以内（第２４条第２項の規定に基づく不服申し立ての場合は３０日以内。以下同じ。）に本調査の結果を覆すか否かを決定し，その結果を直ちに学長に報告するものとする。ただし，５０日以内に決定できない合理的な理由がある場合は，その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て，承認を得るものとする。

4　再調査の調査結果の通知は，第２３条各項の規定を準用する。

（調査結果の公表）

第２７条　学長は，研究活動上の不正行為が行われたと認定された場合は，速やかに調査結果を公表するものとする。ただし，個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある場合は，不正行為に関与した者の氏名等を非公表とすることができる。

2　前項の規定により公表する内容は，研究活動上の不正行為に関与した者の氏名及び所属，研究活動上の不正行為の内容，本学が公表時までに行った措置の内容，調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法・手順等を含むものとする。

3　前項の規定にかかわらず，学長は，研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が，告発等がなされる前に取り下げられていたときは，当該不正行為に関与した者の氏名及び所属を公表しないことができる。

4　学長は，研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された場合は，調査結果を公表しないことができる。ただし，被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合，調査事案（告発者，被告発者，告発内容，調査内容及び調査経過をいう。以下同じ。）が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は，調査結果を公表するものとする。

5　前項ただし書の規定により公表する内容は，研究活動上の不正行為がなかったこと，論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと，被告発者の氏名及び所属，調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法・手順等を含むものとする。

6　学長は，悪意に基づく告発等が行われたと認定された場合は，告発者の氏名及び所属，悪意に基づ

く告発等と認定した理由，調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法・手順等を公表する。

第６章　措置及び処分

（調査中における一時的措置）

第２８条　学長は，本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間，当該告発等に係る経費の執行停止その他の必要な措置を講ずることができる。

２　学長は，資金配分機関から，被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には，それに応じた措置を講ずるものとする。

３　学長は，前２項の措置を行った場合は，被告発者にその旨を通知するものとする。

（研究費の使用中止）

第２９条　学長は，研究活動上の不正行為に関与したと認定された者，研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して，直ちに当該告発等に係る経費の使用中止を命ずるものとする。

（論文等の取下げ等の勧告）

第３０条　学長は，被認定者に対して，研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ，訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

２　被認定者は，前項の勧告を受けた日から起算して１４日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。

３　学長は，被認定者が第１項の勧告に応じない場合は，その事実を公表するものとする。

（措置の解除等）

第３１条　学長は，研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された場合は，第２８条第１項及び第２項に基づく研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また，第１７条第１項及び第２項に基づく証拠保全の措置については，不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後，速やかに解除する。

２　学長は，研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

（処分）

第３２条　学長は，本調査の結果，研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は，被認定者に対して，国立大学法人徳島大学就業規則（平成１６年度規則第７号。以下「就業規則」という。），学則その他関係法令等の定めに基づき，必要な処分を行うものとする。

２　学長は，前項の場合において，被認定者に既に使用した経費の全部又は一部を返還させることができる。

３　学長は，前２項の処分を行ったときは，資金配分機関に対して，その処分の内容等を報告する。

４　学長は，告発が悪意によるものと認定された場合，告発者が本学の職員又は学生であるときは，就業規則又は学則に基づき，必要な処分を行うことができる。

（是正措置等）

第３３条　学長は，本調査の結果，研究活動上の不正行為が行われたと認定された場合は，不正行為が発生した部局の長に，速やかに是正措置及び再発防止措置その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを命じ，必要に応じて全学的な是正措置等をとるものとする。この場合

において，不正行為に関与していない部局及び研究者等の研究活動の遂行に影響を及ぼさないよう，必要な措置を講じなければならない。

２　学長は，前項の規定に基づく是正措置等の内容を，必要に応じて資金配分機関及び文部科学省その他の関係機関に報告するものとする。

（不利益扱いの禁止）

第３４条　学長及び部局の長は，告発等をしたことを理由として，告発者に対し，不利益な取扱いをしてはならない。

２　学長，総括責任者及び部局の長は，単に告発等があったこともって，被告発者が研究を行うことを全面的に禁止するなど過度の措置を講じてはならない。

第７章　雑則

（秘密保護義務）

第３５条 この規則に定める業務に携わる全ての者は，業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務に携わることがなくなった場合も同様とする。

２　学長は，調査事案について，本調査の終了前に，告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないように秘密保持を徹底しなければならない。

３　学長は，当該告発等に係る事案が外部に漏洩した場合は，告発者及び被告発者（以下「当該者」という。）の了承を得た上で，本調査の終了前に調査事案について公表することができる。ただし，当該者の責に帰すべき事由により漏洩したときは，了承は不要とする。

４　学長及びこの規則に定める業務に携わる全ての者は，関係者に連絡又は通知をするときは，人権，名誉及びプライバシー等を侵害することがないように配慮しなければならない。

（調査期間の厳守）

第３６条　予備調査，本調査及び再調査については，それぞれの調査ごとに定める期間内において，速やかに行わなければならない。

（雑則）

第３７条　この規則に定めるもののほか，不正行為への対応について必要な事項は，総括責任者が別に定める。

附　則

この規則は，平成２７年４月２１日から施行する。

国立大学法人徳島大学における研究活動上の不正行為への対応に関する管理・運営体制

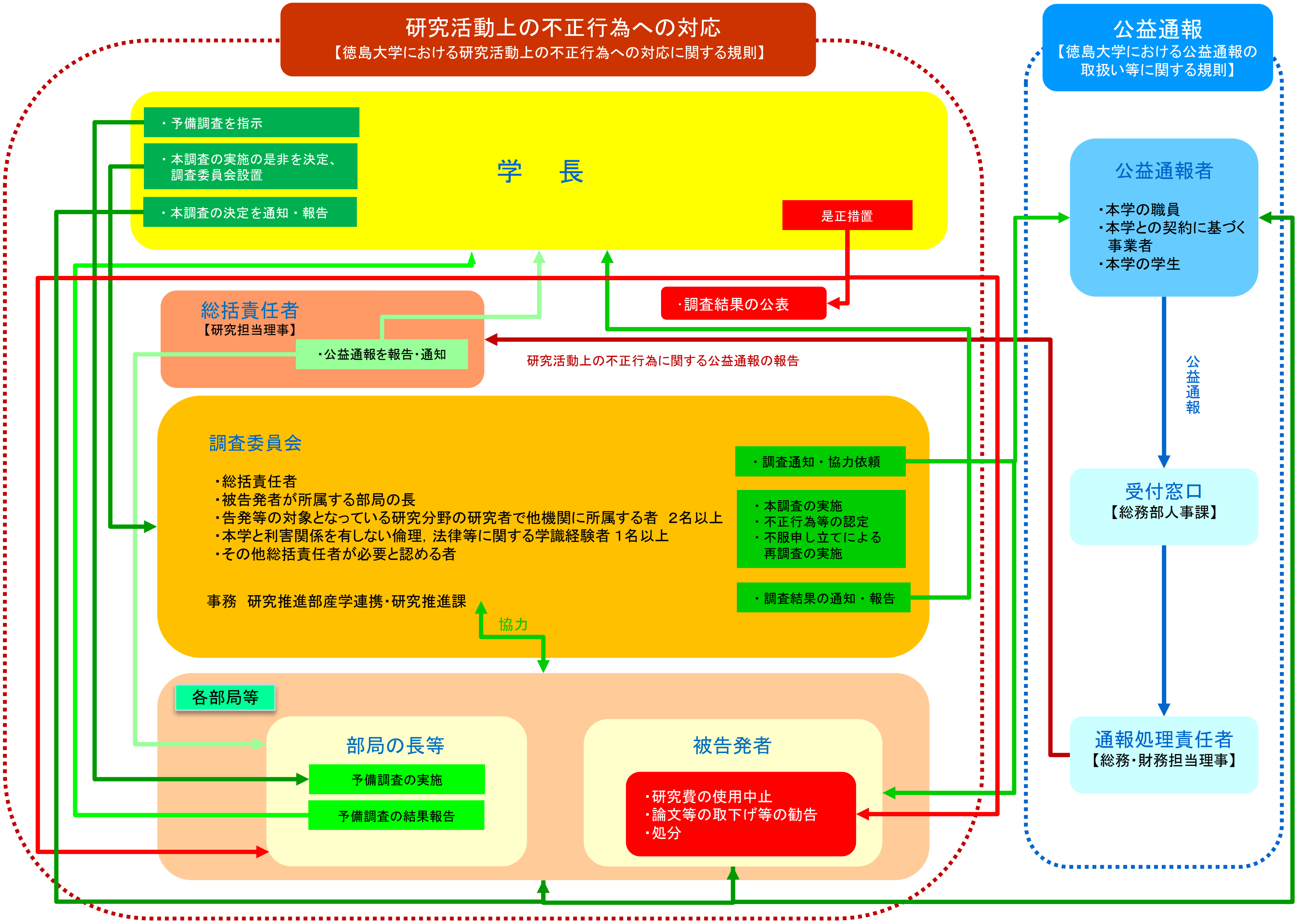

総合科学部及び各コースの養成する人材像

■総合科学部の養成する人材像

人文，人間，社会，地域，情報等の諸科学における専門知識や専門技能，技術を身につけるとともに，専門分野の実践的融合を図ることでグローバル化する現代社会の諸問題や地域課題を的確に理解し，問題解決に対応し得る実践的な人材

■総合科学部各コースの養成する人材像

コース名	養成する人材像
国際教養	・高度な語学力をもとに，コミュニケーション・情報発信できる人材 ・海外での社会体験にもとづいて，多様な価値観を理解できる人材 ・グローバル化が進む現代社会・国際経済に対処できる人材
心身健康	・健康社会づくりに寄与できる心理専門家・健康運動指導士 ・対人支援のスキルをもつ人材 ・少子化が進む学校現場，高齢化社会，また，災害時における心理・社会的ケアに対応できる基礎能力をもつ人材
公共政策	・グローバル化が進む現代社会や経済課題に対応できるジェネラリスト ・公共政策的視点から課題解決策を提示できるマネジメント能力を有する人材
地域創生	・グローバル化が進む現代社会や文化事象，地域課題に対応できるコーディネート能力を有する地域人材 ・フィールドワークや情報メディア，アート・デザインを活用して「まちづくり・地域づくり」を推進できる人材 ・高度な分析能力を有する社会調査士・GIS 学術士・情報処理技術者

総合科学部と大学院組織（地域創成専攻）との接続関係

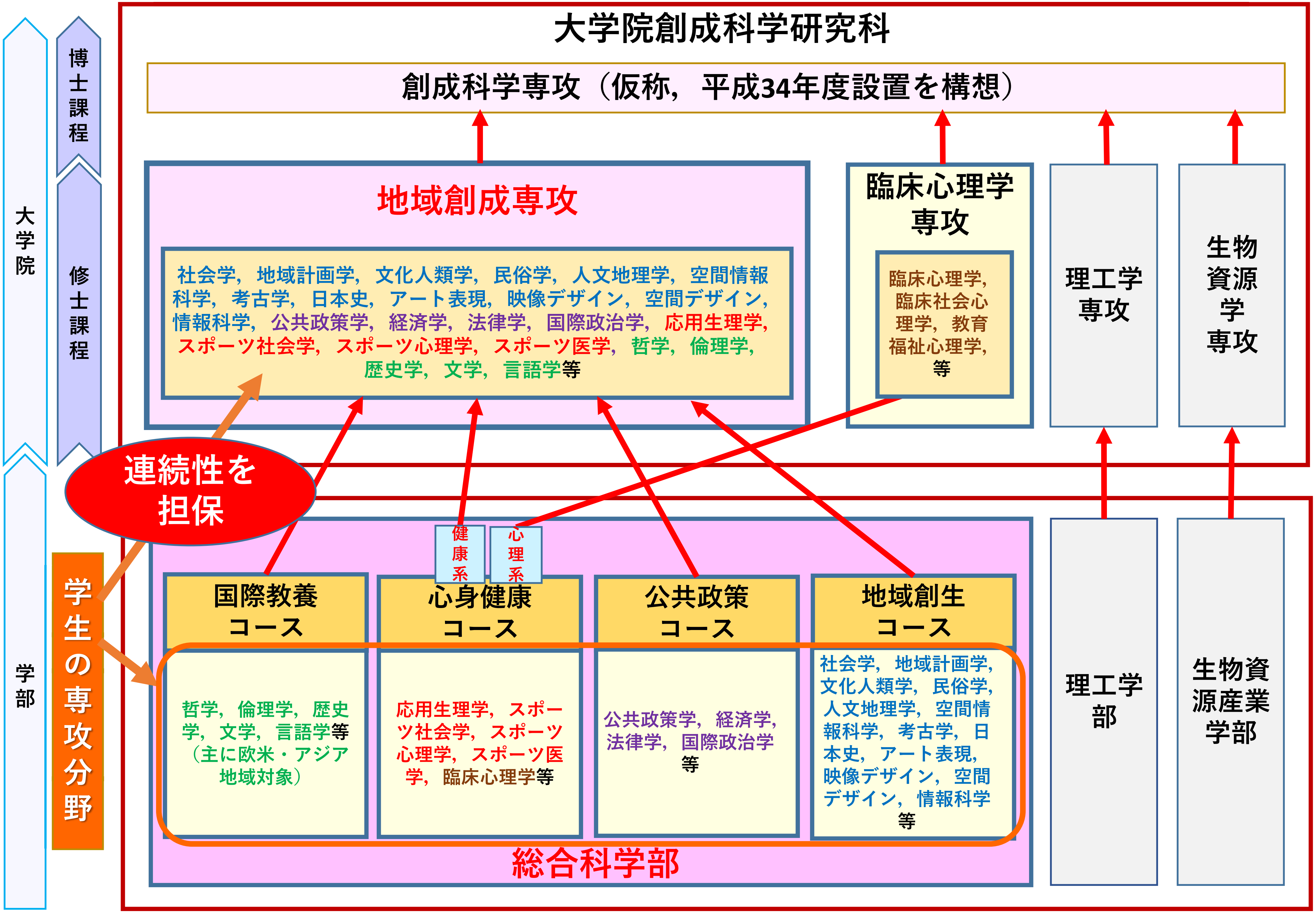

地域創成専攻のカリキュラムマップ

養成する人材像：
人文・社会・人間科学分野における高度な専門知識と関連領域における幅広い知識を踏まえ，総合的かつグローバルな視点に基づき，地域の諸アクターと協働しながら，地域課題の解決と，持続可能な地域社会の創成に主体的に貢献できる実践人材

ＤＰ１　学識と研究能力及び高度専門職業能力
①人文・社会・人間科学分野における高度な専門知識
②人文・社会・人間科学分野の関連領域における幅広い知識
③論理的思考力
④総合的・グローバルな視点
⑤明確な問題意識を持ち専門分野における研究を進める能力
⑥地域課題の解決と，持続可能な地域社会の創成に主体的に貢献できる高度な実践能力

ＤＰ２　豊かな人格と教養及び自発的意欲
①高い倫理観・責任感
②自発的意欲・行動力

ＤＰ３　国際的発信力及び社会貢献
①地域・社会課題を的確に分析し，その解決に向けて世界水準を目指す研究成果を発信する能力
②持続可能な地域社会の創成に主体的に貢献する能力

修了

入学

修士論文作成

研究科共通科目（４単位以上）
《ｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ教育科目群》
- 科学技術論
- ほか
- DP 1 -② DP 1 -④

《グローバル教育科目群》
- 国際協力論
- ほか
- DP 1 -④
- データサイエンス
- DP 1 -② DP 1 -③

専攻基盤科目（５単位）
- 地域創成ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ研究
- DP 1 -④ DP 1 -⑥ DP 2 -① DP 2 -②
- 地域創成論
- DP 1 -④ DP 1 -⑥
- ｱｶﾃﾞﾐｯｸﾗｲﾃｨﾝｸﾞ
- DP 1 -③

専攻専門科目（８単位以上）
《地域系科目》
- 地域社会特論
- 公共政策特論
- 福祉社会特論
- ほか

《グローバル系科目》
- ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ社会特論
- 応用倫理学特論
- アジア文化特論
- ほか
- DP 1 -① DP 1 -④

教育クラスター科目（６単位以上）
- ﾘｽｸｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ
- 危機管理学
- ﾒﾝﾀﾙﾍﾙｽｹｱ
- 環境・防災地質学特論
- 空間デザイン特論
- ほか
- （防災・危機管理ｸﾗｽﾀｰの例）
- DP 1 -① DP 1 -②

学位論文指導科目（９単位）
- 領域横断セミナー
- DP 1 -③ DP 1 -④
- 地域創成特別演習
- DP 1 -③ DP 1 -⑤ DP 1 -⑥ DP 3 -① DP 3 -②

地域創成専攻におけるディプロマ・ポリシーとカリキュラムポリシーの関係

ディプロマ・ポリシー（DP）

ＤＰ１　学識と研究能力及び高度専門職業能力

①人文・社会・人間科学分野における高度な専門知識 ①
②人文・社会・人間科学分野の関連領域における幅広い知識 ②
③論理的思考力 ③
④総合的・グローバルな視点 ④
⑤明確な問題意識を持ち専門分野における研究を進める能力 ⑤
⑥地域課題の解決と，持続可能な地域社会の創成に主体的に貢献できる高度な実践能力 ⑥

ＤＰ２　豊かな人格と教養及び自発的意欲

①高い倫理観・責任感 ①
②自発的意欲・行動力 ②

ＤＰ３　国際的発信力及び社会貢献

①地域・社会課題を的確に分析し，その解決に向けて世界水準を目指す研究成果を発信する能力 ①
②持続可能な地域社会の創成に主体的に貢献する能力 ②

研究科共通科目

国際協力論
科学技術論
グローバルコミュニケーション
データサイエンス

教育クラスター科目

リスクコミュニケーション
ほか
（防災・危機管理クラスターの例）

専攻基盤科目

アカデミックライティング
地域創成論
地域創成プロジェクト研究

専攻専門科目

《地域系科目》
地域社会特論
公共政策特論
ほか

《グローバル系科目》
グローバル社会特論
応用倫理学特論
ほか

学位論文指導科目

領域横断セミナー
地域創成特別演習

カリキュラム・ポリシー（CP）

ＣＰ１　学識と研究能力及び高度専門職業能力

分野を超えた幅広い知識とグローバルな視点を修得させる授業科目

応用・実践テーマに基づく分野横断的な授業科目

論理的思考力を身につけさせる授業科目

グローバル化を含む地域課題の理解と解決に係る専門知識・技能を修得させる授業科目

ＣＰ２　豊かな人格と教養及び自発的意欲

地域のアクターとの連携に基づく実践的な課題解決型の授業科目

幅広い知識を学ばせ視野を広げる授業科目

ＣＰ３　国際的発信力及び社会貢献

多面的な視点を踏まえ，学術的・社会的意義を持つ研究成果を修士論文としてまとめあげ，広く発信する能力を身につけさせる授業科目